

第34期 決算公告

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12

AGSビジネスコンピューター株式会社

代表取締役社長 高田 和郎

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	755,484	流動負債	329,100
現金及び預金	465,891	買掛金	144,591
売掛金	225,546	リース債務	3,018
商品	8,331	未払金	14,343
仕掛品	6,351	未払費用	116,666
前払費用	13,490	未払法人税等	11,010
仮払金	841	未払消費税	21,544
繰延税金資産	34,363	前受金	11,250
その他	681	預り金	6,674
貸倒引当金	△12		
固定資産	77,152	固定負債	44,711
有形固定資産	21,324	退職給付引当金	30,916
建物	451	リース債務	941
器具備品	17,997	長期未払金	12,853
リース資産	2,876	負債合計	373,811
無形固定資産	21,446	純資産の部	
ソフトウェア	18,967	株主資本	458,825
リース資産	578	資本金	30,000
その他	1,901	資本剰余金	5,000
投資その他の資産	34,380	資本準備金	5,000
長期差入保証金	18,103	利益剰余金	423,825
繰延税金資産	15,077	利益準備金	2,500
ゴルフ会員権	2,200	その他利益剰余金	421,325
貸倒引当金	△1,000	繰越利益剰余金	421,325
		(うち当期純利益)	(188,870)
		純資産合計	458,825
資産合計	832,636	負債及び純資産合計	832,636

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 決算日前1ヶ月間の市場価格等の平均に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理)

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 仕 掛 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物 定額法
- ・ その他の有形固定資産 定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・ その他の無形固定資産 定額法

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法につ

平成29年6月20日

いては、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（追加情報）

当社は、平成28年10月1日より退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

なお、本移行に伴い、当事業年度において退職給付制度改定益153,888千円を特別利益に計上しております。

(4) その他計算書類作成のため基本となる重要事項

- ① 消費税等の会計処理方法 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

- ① 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を当事業年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首において、繰延税金資産（投資その他の資産）が4,086千円、繰越利益剰余金が4,086千円増加しております。

- ② 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。